

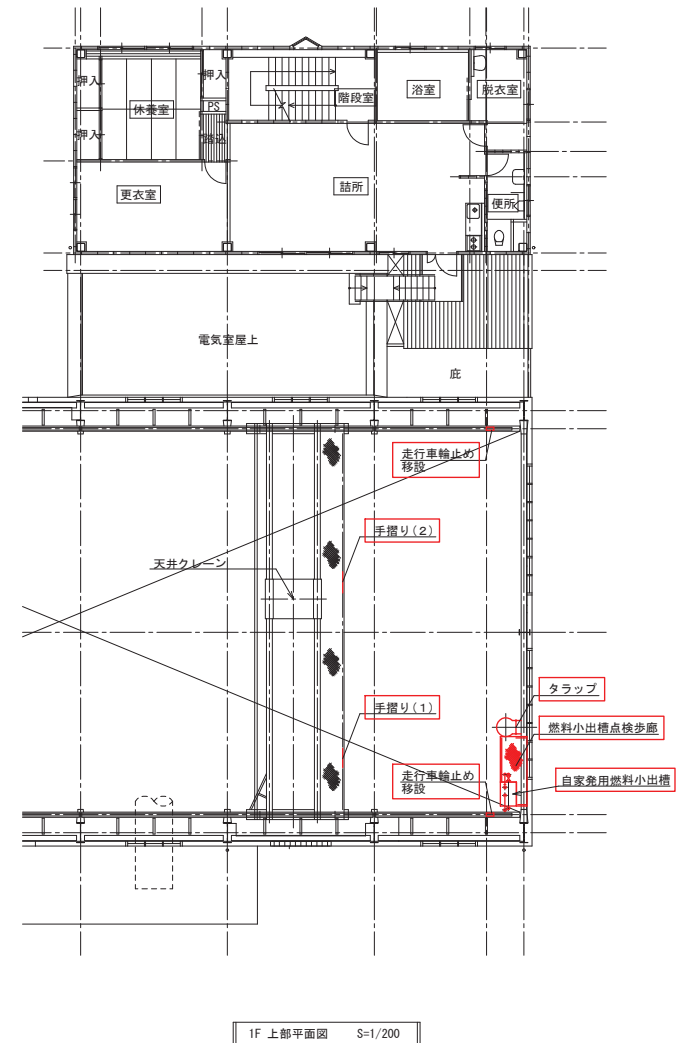
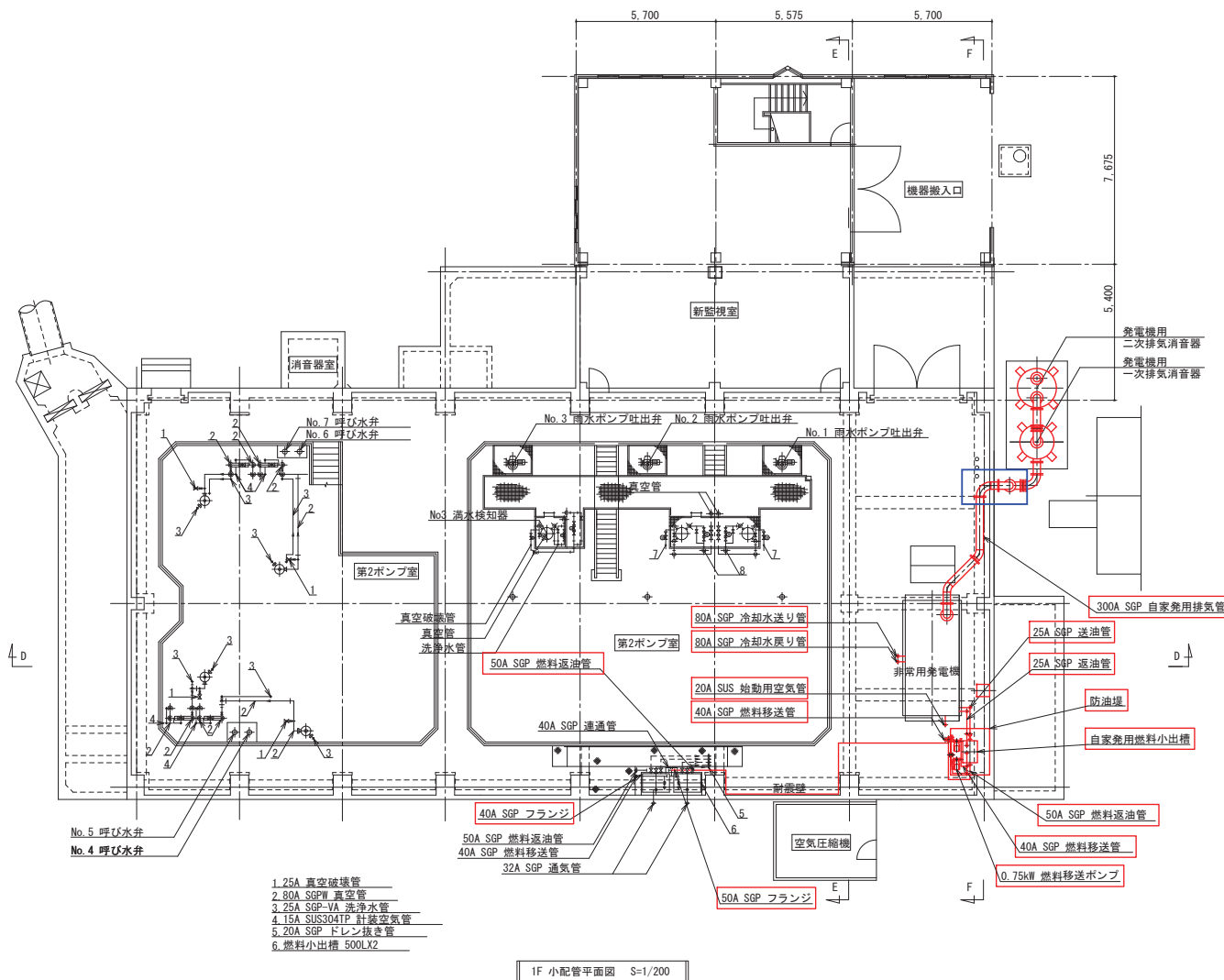
令和5年1月17日 公告

「東野田抽水所高圧受変電外設備工事」

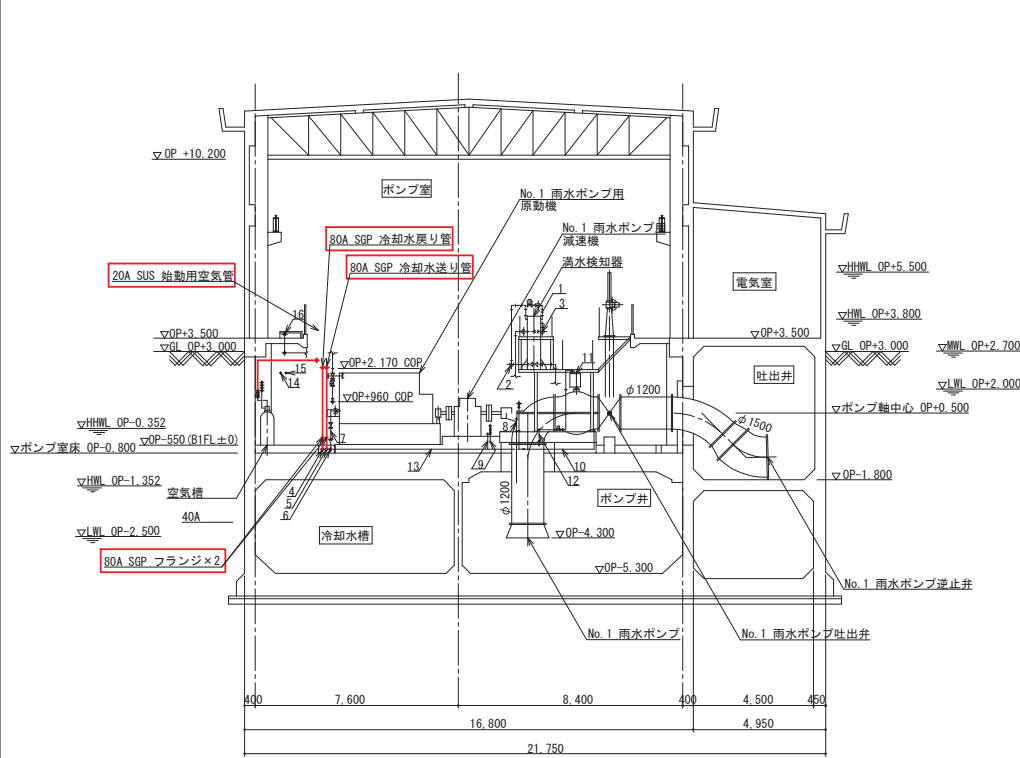
設計図書の一部に記載誤りがありました。下記正誤表をご確認ください。

正誤表

訂正箇所	誤	正
図面 第37号	別紙①	別紙②
図面 第39号	別紙③	別紙④
図面 第98号	別紙⑤	別紙⑥

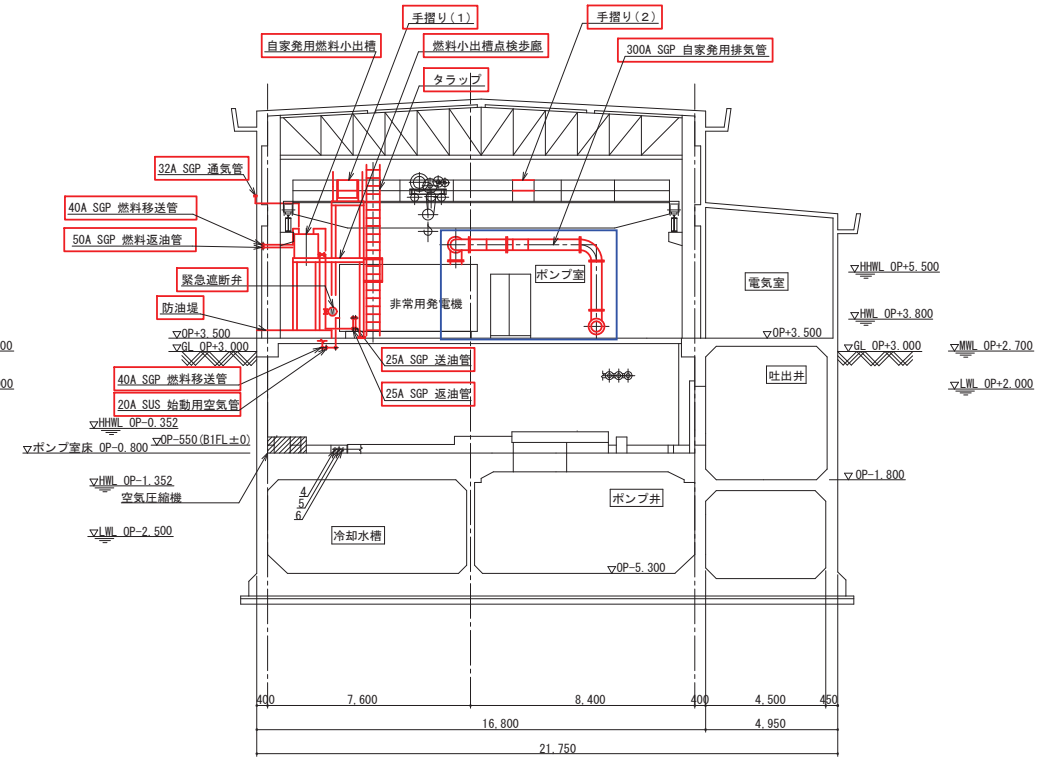


名	東野田抽水所高圧受変電外設備工事
	第2ポンプ室
称	1階平面図(新設)【機械設備工】
	尺度 1/200 全葉 127内 第 37号
	大阪市建設局下水道部設備課



E-E 断面図 S=1/200

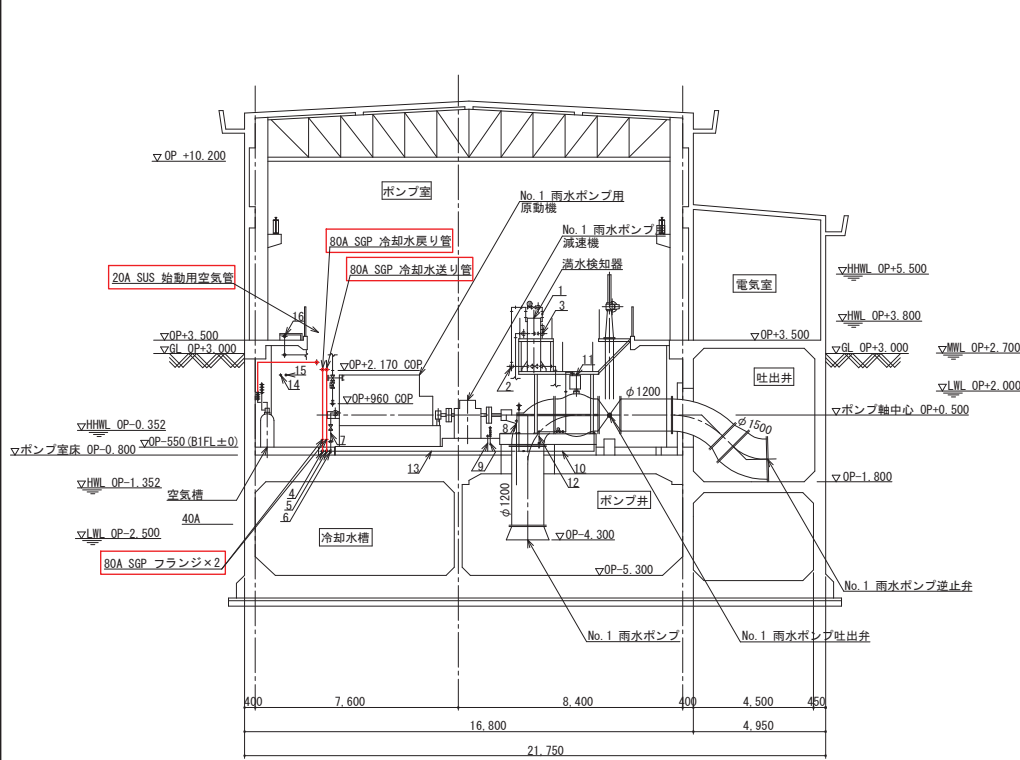
- | | |
|-----------------------|-------------------|
| 1. 真空破壊管 | 11. 漏水検知器 |
| 2. 真空管 | 12. 32A SGP-VB |
| 3. 洗浄水管 | 13. 50A SGP-VB |
| 4. 150A SGP+Zn 冷却水戻り管 | 14. 40A SGP 燃料移送管 |
| 5. 150A SGP+Zn 冷却水送り管 | 15. 50A SGP 燃料返油管 |
| 6. 50A SGP-VB 冷却水送り管 | 16. 20A SGP 燃料送り管 |
| 7. 65A SGP-VB | |
| 8. 40A | |
| 9. 32A | |
| 10. 15A SGP-VB | |



F-F 断面図 S=1/200

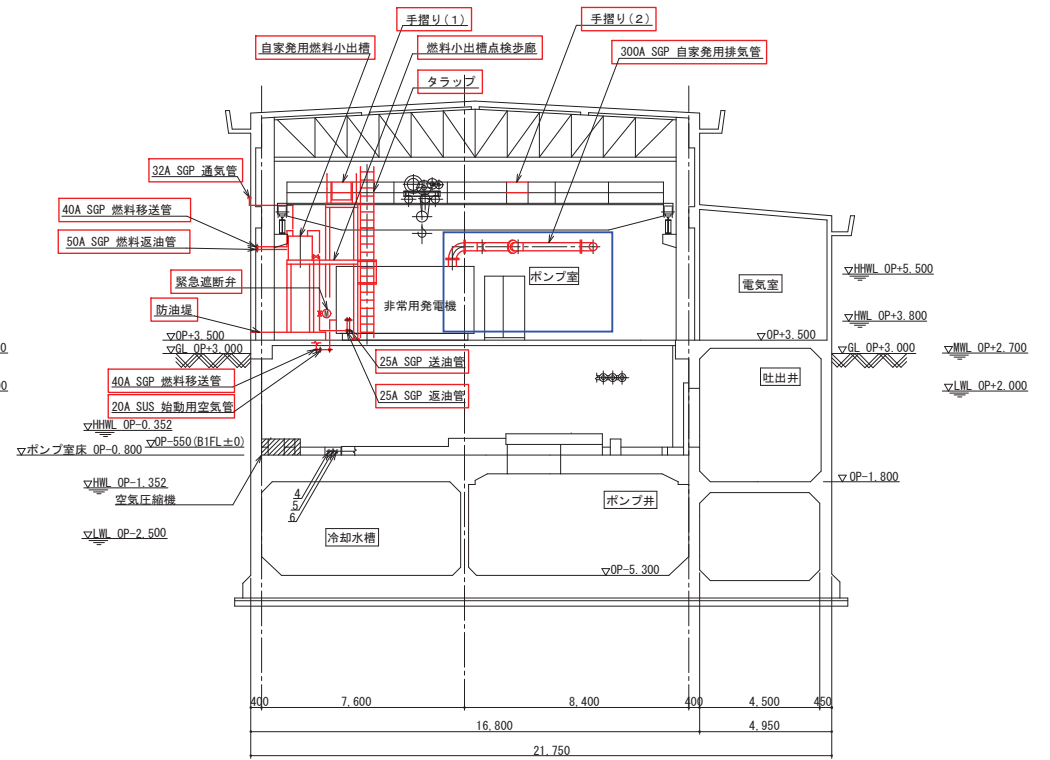
- | | |
|-----------------------|---------------------|
| 1. 真空破壊管 | 11. 40A |
| 2. 真空管 | 12. 15A SGP-VB |
| 3. 洗浄水管 | 13. 漏水検知器 |
| 4. 150A SGP+Zn 冷却水戻り管 | 14. 32A SGP-VB |
| 5. 150A SGP+Zn 冷却水送り管 | 15. 50A SGP-VB |
| 6. 50A SGP-VB 冷却水送り管 | 16. 25A SGP ウィングポンプ |
| 7. 40A SGP 燃料移送管 | 17. 40A SGP 燃料移送管 |
| 8. 50A SGP 燃料返油管 | 18. 50A SGP 燃料返油管 |
| 9. 65A SGP-VB | 19. 25A SGP 燃料移送管 |
| 10. 32A | 20. 20A SGP 燃料送り管 |

名	東野田抽水所高圧受変電外設備工事
	第2ポンプ室
称	断面図2(新設)【機械設備工】
	尺度 1/200 全葉 127 内 第 39 号
大阪市建設局下水道部設備課	



E-E 断面図 S=1/200

- | | |
|-----------------------|-------------------|
| 1. 真空破壊管 | 11. 漏水検知器 |
| 2. 真空管 | 12. 32A SGP-VB |
| 3. 洗浄水管 | 13. 50A SGP-VB |
| 4. 150A SGP+Zn 冷却水戻り管 | 14. 40A SGP 燃料移送管 |
| 5. 150A SGP+Zn 冷却水送り管 | 15. 50A SGP 燃料返油管 |
| 6. 50A SGP-VB 冷却水送り管 | 16. 20A SGP 燃料送り管 |
| 7. 65A SGP-VB | |
| 8. 40A | |
| 9. 32A | |
| 10. 15A SGP-VB | |



F-F 断面図 S=1/200

- | | |
|-----------------------|---------------------|
| 1. 真空破壊管 | 11. 40A |
| 2. 真空管 | 12. 15A SGP-VB |
| 3. 洗浄水管 | 13. 漏水検知器 |
| 4. 150A SGP+Zn 冷却水戻り管 | 14. 32A SGP-VB |
| 5. 150A SGP+Zn 冷却水送り管 | 15. 50A SGP-VB |
| 6. 50A SGP-VB 冷却水送り管 | 16. 25A SGP ウィングポンプ |
| 7. 40A SGP 燃料移送管 | 17. 40A SGP 燃料移送管 |
| 8. 50A SGP 燃料返油管 | 18. 50A SGP 燃料返油管 |
| 9. 65A SGP-VB | 19. 25A SGP 燃料移送管 |
| 10. 32A | 20. 20A SGP 燃料送り管 |

名	東野田抽水所高圧受変電外設備工事
	第2ポンプ室
称	断面図2(新設)【機械設備工】
	尺度 1/200 全業 127 内 第 39 号
大阪市建設局下水道部設備課	

共通事項

- 本仕様書は、外壁石綿含有仕上塗材改修工事に適用する。
- 図面及び特記仕様書に記載されていない事項は、下記の仕様書等による。
 - 国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「公共建築改修工事標準仕様書（平成31年度版）」（以下「改修仕様書」という。）
 - 国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「公共建築工事標準仕様書（平成31年度版）」（以下「標準仕様書」という。）
 - 石綿障害予防規則（平成17年厚生労働省令第57号）（以下「石綿則」という。）
 - 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）（以下「廃掃法」という。）
 - 建築物等の解体等に係る石綿ばく露防止及び石綿飛散漏洩防止対策徹底マニュアル（令和3年3月 厚生労働省・環境省）（以下「マニュアル」という。）
 - 大気汚染防止法（昭和四十二年六月十日法律第九十七号）

適用範囲

- 悪所改修仕様にて、石綿含有仕上塗材を飛散させる恐れのある場合に適用する。

悪所改修仕様	処理工法
◇ W-2-1) アンカーピンニング部分エポキシ樹脂注入工法	集じん装置付きディスクグラインダーケレン工法 (集じん装置付きハンマードリル)
◇ W-2-2) エポキシ樹脂注入工法	
◇ W-2-3) Uカットシーリング材充填工法	集じん装置付きディスクグラインダーケレン工法により石綿含有仕上塗材(下地調整塗材を含む)を除去した後、W-2-3)の工程による。
◇ 塗膜剥離部分	集じん装置併用手工具ケレン工法
◇ 集じん装置付きディスクグラインダーケレン工法による施工が困難な箇所	

※ その他、飛散防止措置については、現場の状況に応じて適切な方法を講じること。

1. 石綿含有仕上塗材処理工法について、他の工法を採用する場合は監督職員と協議を行うこと。
2. 集じん装置のフィルターは、HEPAフィルターとする。

- 【特記事項】 石綿含有仕上塗材除去仕様
- ・ 工事に先立ち、関係法令等に基づき「建設工事計画届(労働基準監督署)」「特定粉じん排出等作業実施届出書(大阪市環境局)」等必要な届出を行うこと。
 - ・ 工事で使用したHEPAフィルター、養生材等及び除去した石綿含有仕上塗材等は特別管理産業廃棄物として処分すること。

- 【作業】
- ・ 石綿含有仕上塗材の除去は、「剥離剤併用手工具ケレン工法」にて行うこと。
 - ・ 剥離剤は「環境対応型剥離剤」を使用し、除去に先立ちテスト施工を行い、薬剤適応の確認を監督職員立会いの上行うこと。
 - ・ 作業床面(壁面より1m)は、プラスチックシート(7)0.15 2重敷 養生を行うこと。
 - ・ 除去面に飛散防止剤を塗布すること。
 - ・ 除去作業後は真空掃除機(HEPAフィルター付)等により清掃及び後片付けを十分に行うこと。
 - ・ 石綿含有仕上塗材を除去した後、その他の撤去を行うこと。
- ※ 石綿含有仕上塗材の除去範囲は全面とする。

一般事項

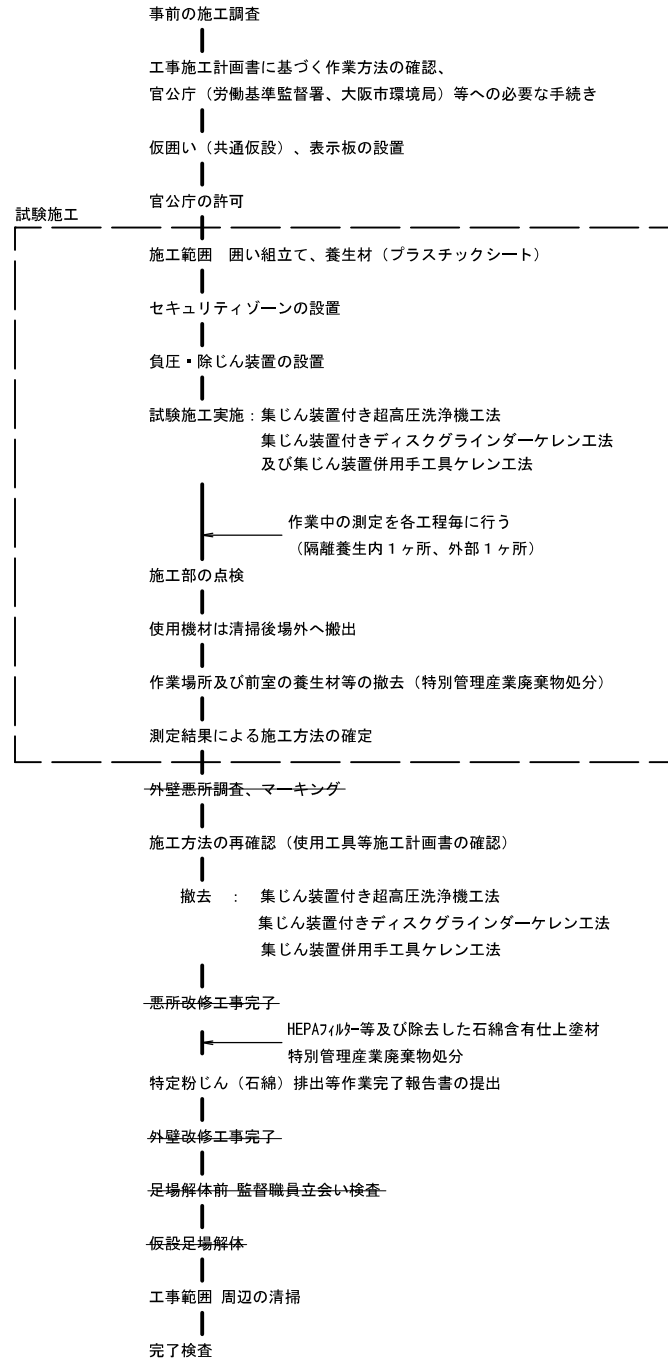
石綿含有仕上塗材の解体等工事における大防法・石綿則・塵掃法の規則「マニュアル」(表4.1.2.2)

項目	大防法条項	石綿則条項	通用	
			除去	除去
事前調査の実施	18条の15第1項(規則16条の5)	3条	電動工具を使用しない	電動工具を使用する
作業計画の作成	18条の14(規則16条の4第一号)	4条	要	要
作業、計画の届出	—	—	届出対象外	届出対象外
事前調査結果の報告	18条の15第6項(規則16条の11)	4条の2	要	要
事前調査結果の掲示	18条の15第5項	3条	要	要
その他掲示	18条の14(規則16条の4第二号)	15条他	要	要
隔離養生(負担不要)	18条の14(規則別表第7の3)	6条の3	—※1	要※4
立入禁止措置	—	15条	要	要
湿潤化	18条の14(規則別表第7の3)	6条の3	要	要※4
完了確認	18条の14(規則16条の4第四号、五号)	—	要	要
石綿作業主任者	—	19条	要	要
石綿特別教育	—	27条	要	要
呼吸用保護具	—	14条	防じんマスク又は電動ファン付き※2	電動ファン付き
保護衣等	—	14条	専用の作業衣又は保護衣	フード付き保護衣
作業記録	18条の14(規則16条の8)	35条	(3年保存 概要は4年)※3	(3年保存 概要は40年)※3
廃棄物	—	塵掃法	石綿含有廃棄物として処理	石綿含有廃棄物として処理

備考：「要」は法令上求められる措置を示す。
 ※1 粉じん飛散防止のために実施することが望ましい。
 ※2 剥離剤工法の場合、使用する剥離剤及び工程に合わせて送気マスク等の適切な呼吸用保護具を着用する必要がある。令和2年基安化発0817第1号を参照。
 ※3 下請負人による作業の記録は、工事が終了するまで保存(大防法施工規則第16条の4第三号)。
 ※4 同等の措置の要件を満たす場合は「—」

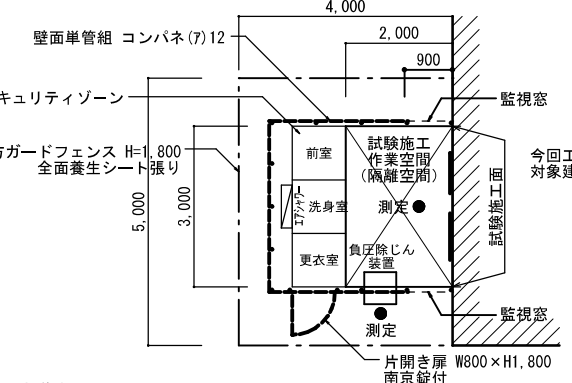
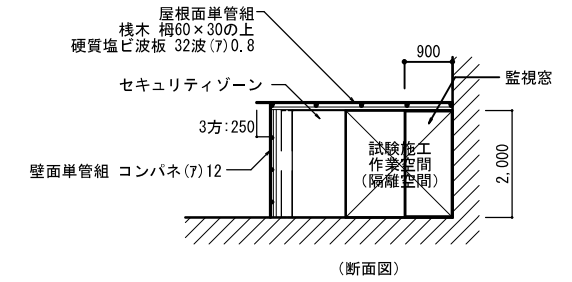
■ 上記表中の用語については、「仕様書」及び「マニュアル」による。
 ■ 保護具、保護衣等の種類については、「マニュアル」6.1による。
 ■ 廃棄物の処分については、別図「工事概要・特記事項」による。

作業フロー



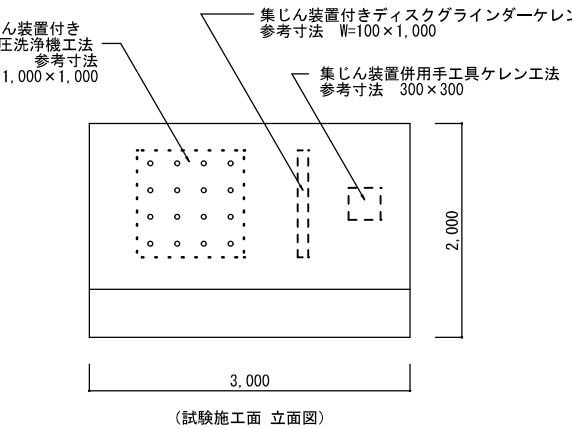
試験施工 仮設【参考図】

- 試験施工を行う位置は、別図(仮設計画図)による。
- 試験施工に関する仮設は下図を参考とする。
- 適宜、強風時等に対する転倒・破損防止措置を行うこと。
- 試験施工を行う位置で開口部等が生じる場合は、コンパネにて養生を行うこと。



- 隔離空間内部養生
- 床面: プラスチックシート(7)0.15 2重 (平面図)
 - 壁・天井面: プラスチックシート(7)0.10 1重
- 監視窓部分は、コンパネ不要とする。

試験施工 実施【参考図】



◆ 上図(試験施工 実施内容)は参考とするが、測定時間中は作業を継続することを原則とし官公庁及び監督職員と協議の上、実施内容を決定すること。

集じん装置付きディスクグラインダーケレン工法(集じん装置付きハンマードリルを含む)

- 粉じんの飛散を防止できるアタッチメントカバーを取付けた電動工具にて作業を行う。
- 電動工具は、集じん機と接続できるものとする。
- 集じん装置: 樹マキタ VC260DZSP 又は同等品
- 電動工具により飛散の恐れのある場合は、適宜、真空掃除機(HEPAフィルター付)等により補助集塵すること。

名	東野田抽水所高圧受変電外設備工事
称	外壁石綿含有仕上塗材改修特記仕様書
尺度	1/200 全葉 127 内第 98 (A02) 号
	大阪市建設局下水道部下水道課

共通事項

- 本仕様書は、外壁石綿含有仕上塗材改修工事に適用する。
- 図面及び特記仕様書に記載されていない事項は、下記の仕様書等による。
 - 国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「公共建築改修工事標準仕様書（平成31年度版）」（以下「改修仕様書」という。）
 - 国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「公共建築工事標準仕様書（平成31年度版）」（以下「標準仕様書」という。）
 - 石綿障害予防規則（平成17年厚生労働省令第57号）（以下「石綿則」という。）
 - 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）（以下「廃掃法」という。）
 - 建築物等の解体等に係る石綿ばく露防止及び石綿飛散漏洩防止対策徹底マニュアル（令和3年3月 厚生労働省・環境省）（以下「マニュアル」という。）
 - 大気汚染防止法（昭和四十二年六月十日法律第九十七号）

適用範囲

- 悪所改修仕様にて、石綿含有仕上塗材を飛散させる恐れのある場合に適用する。

悪所改修仕様	処理工法
◇ W-2-1) アンカーピンニング部分エポキシ樹脂注入工法	集じん装置付きディスクグラインダーケレン工法 (集じん装置付きハンマードリル)
◇ W-2-2) エポキシ樹脂注入工法	
◇ W-2-3) Uカットシーリング材充填工法	集じん装置付きディスクグラインダーケレン工法により石綿含有仕上塗材(下地調整塗材を含む)を除去した後、W-2-3)の工程による。
◇ 塗膜剥離部分	集じん装置併用手工具ケレン工法
◇ 集じん装置付きディスクグラインダーケレン工法による施工が困難な箇所	

※ その他、飛散防止措置については、現場の状況に応じて適切な方法を講じること。

1. 石綿含有仕上塗材処理工法について、他の工法を採用する場合は監督職員と協議を行うこと。
2. 集じん装置のフィルターは、HEPAフィルターとする。

【特記事項】 石綿含有仕上塗材除去仕様

- ・ 工事に先立ち、関係法令等に基づき「建設工事計画届（労働基準監督署）」「特定粉じん排出等作業実施届出書（大阪府環境局）」等必要な届出を行うこと。
- ・ 工事で使用したHEPAフィルター、養生材等及び除去した石綿含有仕上塗材等は特別管理産業廃棄物として処分すること。

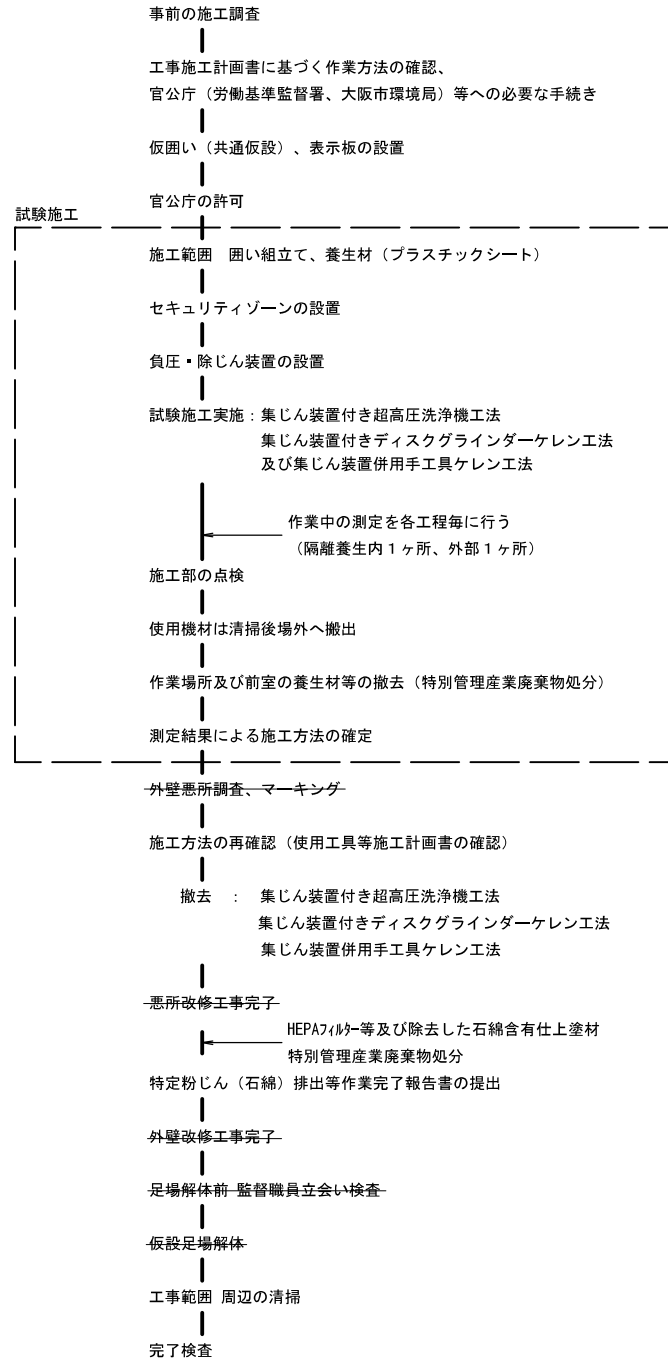
一般事項

石綿含有仕上塗材の解体等工事における
大防法・石綿則・塵掃法の規則
「マニュアル」（表4.1.2.2）

項目	大防法条項	石綿則条項	除去	
			電動工具を使用しない	電動工具を使用する
事前調査の実施	18条の15第1項(規則16条の5)	3条	要	要
作業計画の作成	18条の14(規則16条の4第一号)	4条	要	要
作業、計画の届出	—	—	届出対象外	届出対象外
事前調査結果の報告	18条の15第6項(規則16条の11)	4条の2	要	要
事前調査結果の掲示	18条の15第5項	3条	要	要
その他掲示	18条の14(規則16条の4第二号)	15条他	要	要
隔離養生(負担不要)	18条の14(規則別表第7の3)	6条の3	※1	要※4
立入禁止措置	—	15条	要	要
湿潤化	18条の14(規則別表第7の3)	6条の3	要	要※4
完了確認	18条の14(規則16条の4第四号、五号)	—	要	要
石綿作業主任者	—	19条	要	要
石綿特別教育	—	27条	要	要
呼吸用保護具	—	14条	防じんマスク又は電動ファン付き	電動ファン付き
保護衣等	—	14条	専用の作業衣又は保護衣	フード付き保護衣
作業記録	18条の14(規則16条の8)	35条	(3年保存 概要は40年)	(3年保存 概要は40年)
廃棄物	—	廃掃法	石綿含有廃棄物として処理	石綿含有廃棄物として処理

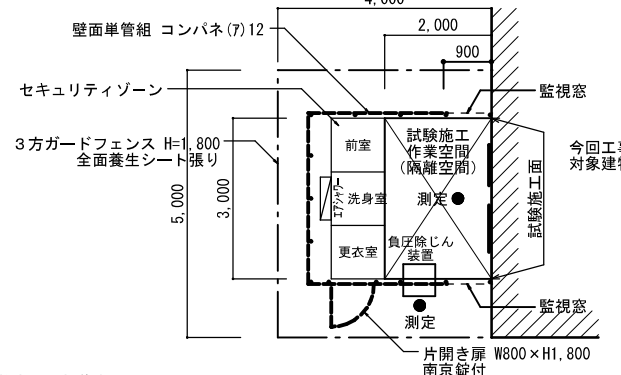
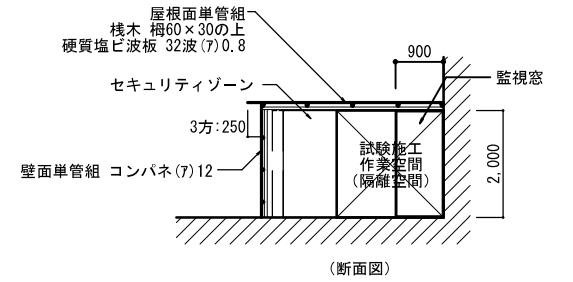
備考：「要」は法令上求められる措置を示す。
 ※1 粉じん飛散防止のために実施することが望ましい。
 ※2 剥離剤工法の場合、使用する剥離剤及び工程に合わせて送気マスク等の適切な呼吸用保護具を着用する必要がある。令和2年基安化発0817第1号を参照。
 ※3 下請負人による作業の記録は、工事が終了するまで保存（大防法施工規則第16条の4第三号）。
 ※4 同等の措置の要件を満たす場合は「—」
 ■ 上記表中の用語については、「仕様書」及び「マニュアル」による。
 ■ 保護具、保護衣等の種類については、「マニュアル」6.1による。
 ■ 廃棄物の処分については、別図「工事概要・特記事項」による。

作業フロー



試験施工 仮設【参考図】

- 試験施工に関する仮設は下図を参考とする。
- 適宜、強風時等に対する転倒・破損防止措置を行うこと。
- 試験施工を行う位置で開口部等が生じる場合は、コンパネにて養生を行うこと。

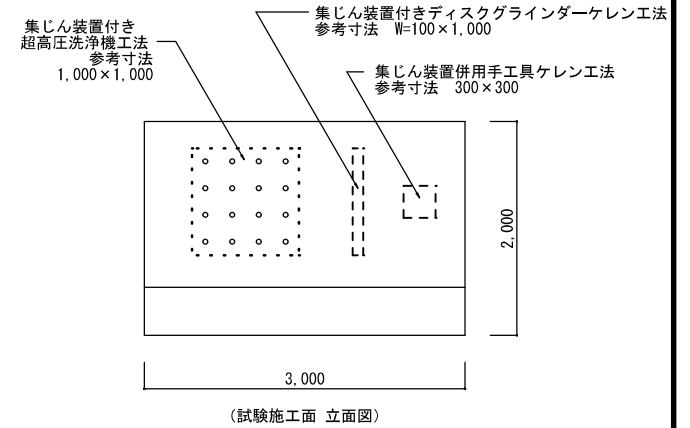


隔離空間内部養生

- 床面：プラスチックシート(7)0.15 2重
- 壁・天井面：プラスチックシート(7)0.10 1重

● 監視窓部分は、コンパネ不要とする。

試験施工 実施【参考図】



◆ 上図（試験施工 実施内容）は参考とするが、測定時間中は作業を継続することを原則とし官公庁及び監督職員と協議の上、実施内容を決定すること。

集じん装置付き
ディスクグラインダーケレン工法
(集じん装置付きハンマードリルを含む)

- 粉じんの飛散を防止できるアタッチメントカバーを取付けた電動工具にて作業を行う。
- 電動工具は、集じん機と接続できるものとする。
- 集じん装置：(株)マキタ VC260DZSP 又は同等品
- 電動工具により飛散の恐れのある場合は、適宜、真空掃除機（HEPAフィルター付）等により補助集塵すること。

名	東野田抽水所高圧受変電外設備工事
称	外壁石綿含有仕上塗材改修特記仕様書
尺度	1/200 全葉 127 内第 98 (A02) 号
	大阪府建設局下水道部下水道課